

旭医大達第 7 6 号
令和 5 年 4 月 1 8 日

旭川医科大学教育センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学教育センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学教育センター規程（平成 18 年旭医大達第 95 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第24条第2項の規定に基づき、旭川医科大学教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は令和5年4月18日から施行し、改正後の第1条の規定は令和5年4月1日から適用する。</u> 【改正理由】 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の改正に伴い、所要の改正を行うもの。	(略) (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第24条の2第2項の規定に基づき、旭川医科大学教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。 (略)